

行政区域境界確定申請手続きについて

貝塚市総合政策部政策推進課

手続きの流れ

① 事前相談

申請地がある市町と隣接地がある市町に連絡し、必要な書類等を確認してください。
以下は、申請地が本市にある場合の取扱いを記したもので、隣接地がある市町を隣接市町と呼びます。

② 申請書の提出

行政区域境界確定申請書（様式第 1 号）に添付書類（次ページ参照）を添えて、本市と隣接市町に正副各 1 部提出してください。（副は写し可、それぞれの市町の様式で提出してください）

申請者は原則土地所有者としますが、土地所有者にかわって申請や事務の代行を行う場合は、委任状（様式第 2 号または様式第 3 号）を添付してください。

③ 現地立ち合い

申請地及び隣接地の所有者（原則）、本市及び隣接市町の担当者立会いの下、境界を確認、確定します。

④ 確定図の事前審査

行政区域境界確定図の案を作成し、関係者が署名捺印する以前に、本市及び隣接市町に各 1 部提出してください。両市町で審査を行います。

⑤ 確定図の提出

両市町の確認を受けた行政区域境界確定図を 5 部作成し、本市に 4 部、隣接市町に 1 部提出してください。

⑥ 通知書の交付

本市と隣接市町が行政境界確認書（様式第 9 号）を締結した後、本市から境界確定通知書を交付します。受け取りには受領書（様式第 11 号）の提出が必要です。

[添付書類]

(1) 申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本の記載事項と同一の場合

① 申請者の印鑑登録証明書

(申請者が法人の場合は、代表者の資格証明書及び印鑑登録証明書)

② 申請地及び行政区域境界に係る隣接地の土地登記簿謄本

③ 申請地及びその周辺の土地沿革調書

④ 申請地及びその周辺の地番を表示した法務局備付地図(地籍図)の写し及びその合成図、
ただし、土地登記簿謄本が分筆されている土地で法務局備付地図(地籍合成図)が手入
れされていない場合は、地籍測量図(分筆図)の写し

⑤ 申請地及び隣接地の地名・地番及び筆界を表示し、測量者の氏名、資格登録番号を記入
捺印した現況実測平面図(原則として縮尺1/250)

⑥ 申請地に係る行政区域境界に水路・里道及び用悪水路・公衆用道路等(以下「公共用地」
という。)が絡む場合は、その明示指令書の写し(既明示でない場合は、明示指令書が交
付された時点で速やかに提出させること。)、ただし、公共用地管理者が「第7 確定図」
に署名捺印する場合は明示指令書の写しを添付する必要はない。

⑦ 申請書の位置が確認できる付近見取図(住宅地図等)

⑧ その他行政区域境界を確認するために参考となる資料

(2) 申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合

① (1) の添付書類

② 戸籍謄本等

土地登記簿謄本に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手續きが行われて
いないときは、相続人が判明できる戸籍謄本及び相続人系図並びに相続人全員の印鑑登
録証明書及び住民票

③ 住民票等

土地登記簿謄本記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明でき
る資料(住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本等)